

藤沢税務署からのお知らせ

藤沢税務署 〒251-8566 藤沢市朝日町1-11
Tel 0466-22-2141 (代表)
国税庁HP <https://www.nta.go.jp>

パソコン・スマホから確定申告

もう手書きにはもどれない・・・

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

- 👍 税務署に行く手間がかかりません！
 - 👍 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- (注) 確定申告期間以外利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

確定申告



STEP

2

申告書を作成

- 👍 画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

e-Taxで送信して提出

!

スマホで見やすい専用画面

- 👍 令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。



スマホ専用画面
はこちらから！

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



マイナンバーカード 取得方法



② ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォン



又は



対象端末の一覧
→ はこちらから！



- 👍 印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！



IDとパスワードで送信

IDとパスワードは、下記の書類（ID・パスワード方式の届出完了通知）で確認！

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知 ID・PW

(見本)

ID・パスワード方式に対応した
ID・パスワード↓

マイナンバー	1111	1111	1111	1111
秘密番号	a12345678			

ID・PWが目印

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」は、税務署で発行します。発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- ・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

医療費控除を受けるための 手続きが変わりました！

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。（領収書の提出は不要となりました。）

- ※ 1 医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）
- ※ 2 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

(注) 平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

申告書にはマイナンバーの 記載が必要です！

確定申告書等を税務署へ提出する際は、**“毎回”マイナンバーの記載と、本人確認書類（番号確認書類及び身元確認書類）の提示又は写しの添付が必要です。**

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード（個人番号カード）のみ（【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。）
- ② 通知カードなど【番号確認書類】+ 運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

- ※ 1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の**写し（表裏両面）**又は②の**写し**を添付してください。
- ※ 2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

ふるさと納税のワンストップ 特例の確定申告について

税務署に確定申告書を提出する際は、**ふるさと納税ワンストップ特例の申請をしたふるさと納税の金額を、寄附金控除の計算に含める必要があります。**

《ふるさと納税ワンストップ制度とは》

平成27年4月1日以後に都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）を行った場合、確定申告が不要な給与所得者について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、これらの団体に申請することにより確定申告不要でふるさと納税の寄附金控除を受けることができる制度。

税理士による無料申告相談

- 対応している相談等
 - ・ 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税の申告相談
 - ・ 年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告相談
 - ・ 下記の無料申告相談会場で作成した申告書の提出
- 対応できない相談等
 - ・ 住宅借入金等特別控除、土地、建物及び株式などの譲渡所得がある申告相談
 - ・ 自宅等で作成した申告書等の提出（直接税務署に提出してください。）
- 実施日程

期間	会場、所在地	時間
1月28日（火） ～1月30日（木）	茅ヶ崎商工会議所 4階会議室 茅ヶ崎市新栄町13-29	相談 9:30～12:00 13:00～15:30
2月4日（火） ～2月6日（木）	湘南台市民センター 地下ホール 藤沢市湘南台1-8	
2月6日（木） ～2月7日（金）	寒川町役場東分庁舎 2階第1～3会議室 寒川町宮山165	

- お願いと注意事項
 - ・ 前年の申告書等の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記具、計算器具、印鑑等及びマイナンバーに係る本人確認書類（表面を参照してください。）の写し等をご持参ください。
 - ・ 昼休みは税理士が交代で対応しており、お待たせすることがあります。
 - ・ 混雑状況等により、受付を早めに終了する場合があります。
 - ・ 申告書用紙の発送時期の関係で、相談会が終了している場合があります。
 - ・ 問い合わせ先は藤沢税務署です。各会場への直接の問い合わせはご遠慮ください。
 - ・ 各会場ともに、お車でのお来場はご遠慮ください。
 - ・ 各会場ともに、早朝からの来場はご遠慮ください。

税務署の申告書作成会場

開設期間	会場、所在地	時間
2月17日（月） ～3月16日（月）	藤沢税務署	受付 8:30～ 16:00 (提出は17:00まで)
※土、日及び祝日を除く (注)	藤沢市朝日町1-11 JR藤沢駅北口徒歩5分	
		相談 9:00～17:00

(注) 2月24日(月)及び3月1日(日)は開場します。

- お願いと注意事項
 - ・ 上記期間以外は、税務署の申告書作成会場は開設していません。
 - ・ 税務署の駐車場は1月27日～3月16日までの期間使用できません。公共の交通機関をご利用ください。
 - ・ 会場の混雑状況等により、長時間お待ちいただく場合や、受付を早めに終了する場合があります。

会場は混雑しますので、ID・パスワード方式を利用したご自宅からのe-Tax申告がおすすめです。